

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号		
手続名	業務停止、役員改選命令（組合等）			根拠条項	第95条第2項		
処分基準	農業協同組合法 第95条 略 ② 組合又は農事組合法人が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員 の改選を命ずることができる。 ③ 略						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次 No.